

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案要綱

第一 趣旨（第1条関係）

この法律は、国有林野事業に従事する職員の職務と責任の特殊性に基づき、その給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるものとする。

第二 定義（第2条関係）

- 一 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律第2条第2項に規定する国有林野事業をいうこと。
- 二 この法律において「職員」とは、国有林野事業に従事する一般職の国家公務員（管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。）をいうこと。

第三 給与の根本原則（第3条関係）

- 一 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならないこと。
- 二 職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員及び民間企業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならないこと。

第四 給与準則（第4条関係）

農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者は、職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならないこと。

第五 給与総額（第5条関係）

職員のうち国有林野事業を行う国の行政機関の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員に係る給与準則については、その給与準則に基づいて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額を超えないようにしなければならないこと。ただし、中央労働委員会の裁定があった場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、財務大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでないこと。

第六 定年（第6条関係）

職員の定年に関する国家公務員法の規定の適用について所要の規定を整備すること。

第七 勤務時間等（第7条関係）

- 一 農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定めなければならないこと。
- 二 一の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならないこと。

第八 他の法律の適用除外等（第8条関係）

- 一 国家公務員法の一部の規定、一般職の職員の給与に関する法律の規定、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定等は、職員には適用しないこと。
- 二 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律等の規定の適用について所要の規定を整備すること。

第九 施行期日等

- 一 この法律は、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案

(趣旨)

第一条 この法律は、国有林野事業に従事する職員の職務と責任の特殊性に基づき、その給与等に関し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。

2 この法律において「職員」とは、国有林野事業に従事する一般職の国家公務員（管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。）をいう。

(給与の根本原則)

第三条 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家

公務員及び民間企業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

（給与準則）

第四条 農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者は、職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。

（給与総額）

第五条 職員のうち国有林野事業を行う国の行政機関の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員に係る給与準則については、その給与準則に基づいて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額を超えないようにしなければならない。ただし、中央労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、財務大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。

（定年）

第六条 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第八十一条の二第一項中「人事院規則で定める官職を」とあるのは「農林水産大臣が定める官職を」と、同条第二項各号、同法第八十一条の五第一項各

号及び第三項、第八十一条の六第二項並びに第八十一条の七第一項各号並びに同法附則第八条第三項及び第五項の表中「人事院規則で」とあるのは「農林水産大臣が」と、同法第八十一条の五第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第

号）第四条に規定する農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）の定めるところにより」と、同条第四項及び同法第八十一条の七第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「農林水産大臣等の定めるところにより」と、同法第八十一条の六第一項中「第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「農林水産大臣等」と、同法第八十一条の七第一項中「人事院の承認を得た」とあるのは「農林水産大臣等の定めるところによる」と、同法附則第八条第二項及び第四項中「として人事院規則で」とあるのは「として農林水産大臣が」と、同項中「人事院規則で定める年齢」と、「とあるのは「農林水産大臣が定める年齢」と、」と、同法附則第九条中「相当する職員として人事院規則で」とあるのは「相当する職員として農林水産大臣が」と、「のうち人事院規則で」とあるのは「のうち農林水産大臣が」と、「その他人事院規則で」とあるのは「その他農林水産大臣が」とする。

（勤務時間等）

第七条 農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定めなければならない。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（他の法律の適用除外等）

第八条 次に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

一 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十

五条第二項及び第百六条の規定

二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

三 一般職の職員の給与に関する法律の規定

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

五 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

六 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六條から第八條までの規定

七 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七條から第九條までの規定

八 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五條第二項及び第七條の規定

九 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第五條第二項及び第八條の規定

2 第四條に規定する給与準則は、国家公務員法第八十條第四項の規定の適用については、同項の給与に関する法律とみなす。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五條の規定の適用については、同條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、

研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）第四条に規定する給与準則」とする。

4 職員に関する次に掲げる法律の規定の適用については、第一号イ及びハ、第二号イ並びに第三号イに掲げる法律の規定中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、第一号ロに掲げる法律の規定中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則。第八十九条の五第三項において同じ。）」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）第四条に規定する給与準則」と、同号ニに掲げる法律の規定中「人事院規則」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する給与準則」と、第二号ロ及び第三号ロに掲げる法律の規定中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつ

ては、同法第三条第一項に規定する準則」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）第四条に規定する給与準則」とする。

一 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の規定で次に掲げるもの

イ 第四十八条の五第二項

ロ 第四十八条の五第三項

ハ 第八十九条の五第二項

ニ 第八十九条の五第三項

二 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十二年法律第十八号）の規定で次に掲げるもの

イ 第二十七条第二項

ロ 第二十七条第三項

三 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）の規定で次に掲げるもの

イ 第十七条第二項

ロ 第十七条第三項

5 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項第一号中「勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）第七条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同條の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二條第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これ

に満たない端数を切り上げることを行う。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように農林水産大臣が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

6 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項及び第三十九条第十項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、

同法第三十九条第十項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

7 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員法の規定の適用に関する経過措置)

第二条 職員に対する国家公務員法第三章第二節の規定の適用については、当分の間、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）による改正前の国家公務員法第三章第三節の規定の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により国家公務員法等の一部を改正する法律による改正前の国家公務員法第三章第三節の規定の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令等への委任)

第四条 前二条並びに附則第七条及び第十五条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

(労働基準法及び船員法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「行政執行法人介護休業」の下に「、同条第四十二項の規定により読み替

えて準用する同条第三項に規定する国有林野事業介護休業」を加える。

一 労働基準法第十二条第三項第四号

二 船員法第七十四条第四項

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「者若しくは」の下に「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員、」を加え、「行政執行法人職員等」を「給与特例法適用職員等」に改める。

第十一条の八第三項及び第十四条第二項中「行政執行法人職員等」を「給与特例法適用職員等」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。以下この条及び附則第十五条において「改正管理経営

法」という。）附則第二十五条の規定により改正管理経営法附則第二十四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなされたものに対する前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

（港湾法等の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「行政執行法人職員等」を「給与特例法適用職員等」に改める。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第三項及び第六項

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七

十八条第三項及び第六項

三 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第十条第二項

四 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年

法律第六十七号）附則第四条

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第九条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十号中「第五号」を「第六号」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「準ずる」及び「法令又は」の下に「給与準則若しくは」を加える。

附則第九項及び第十五項中「準ずる」の下に「給与準則若しくは」を加える。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第十一条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法(令和七年法律第 号)第五条に規定する常勤の職員

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（内閣府、各省等の定員）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、政令で定める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第十二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条に次の一項を加える。

42 第三項から前項までの規定は、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 第 号）の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書に規定する者に該当するものに限る。）について準用する。この場合において、これらの規定中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあり、及び「行政執行法人の長」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産

大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者」と、「行政執行法人介護休業」とあるのは「国有林野事業介護休業」と、「行政執行法人子の看護等休暇」とあるのは「国有林野事業子の看護等休暇」と、
 「行政執行法人介護休暇」とあるのは「国有林野事業介護休暇」と、「行政執行法人介護休業の承認の請求」とあるのは「国有林野事業介護休業の承認の請求」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第十三条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「前年において」の下に「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員、」を加え、「行政執行法人職員等」を「給与特例法適用職員等」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第十四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加

える。

四 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける

職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるものの

第二条第七項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

第四十一条第一項中「規定は、」の下に「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び」を加える。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 改正管理経営法附則第四十四条の規定により改正管理経営法附則第四十三条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなされた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新国家公務員倫理法」という。）第六条の規定の適用については、これらの者は、新国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第十二項中「及び第九項」を「及び第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「農林水産大臣等の定めるところにより」とする。

附則第八条第八項中「附則第三条第九項」を「附則第三条第十項」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第二十九項第二号の改正規定中「改め」の下に「、同条第四十二項中「国有林野事業介護休業の承認の請求」との下に「、」当該行政執行法人の事業所に」とあるのは「国有林野事業に従事する」と、「行政執行法人対象措置」とあるのは「国有林野事業対象措置」とを加え、同項を同条第四十九項とし」を加える。

附則第一条第二号中「及び附則第七条」を「並びに附則第五条の二及び第七条」に改める。

附則第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（労働基準法及び船員法の一部改正）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 次に掲げる法律の規定中「同条第四十二項」を「同条第四十九項」に改める。

一 労働基準法第十二条第三項第四号

二 船員法第七十四条第四項

理 由

国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案新旧対照表

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第五条第一号関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行
第十二条　〔略〕		第十二条　〔同上〕
②　〔略〕		②　〔同上〕
③　前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。		③　前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。
一　三　〔略〕		一　三　〔同上〕
四　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項に規定する行政執行法人介護休業、同条第四十二項の規定により読み替えて準用する同条第三項に規定する国有林野事業介護休業及び同法第六十一条の二第三項に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第十項において同じ。）をした期間		四　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項に規定する行政執行法人介護休業及び同法第六十一条の二第三項に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第十項において同じ。）をした期間
五　〔略〕		五　〔同上〕
④　⑧　〔略〕		④　⑧　〔同上〕

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（附則第五条第二号関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（有給休暇の付与） 第七十四条　〔略〕 ②・③　〔略〕 ④　船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項に規定する行政執行法人介護休業休業、同条第四十二項の規定により読み替えて準用する同条第三項に規定する国有林野事業介護休業及び同法第六十一条の二第三項に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。 ⑤　〔略〕	（有給休暇の付与） 第七十四条　〔同上〕 ②・③　〔同上〕 ④　船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項に規定する行政執行法人介護休業 及び同法第六十一条の二第三項に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。 ⑤　〔同上〕

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（附則第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十一条の七　〔略〕 2　〔略〕 3　検察官であつた者若しくは国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第　号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた者が、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。	第十一条の七　〔同上〕 2　〔同上〕 3　検察官であつた者若しくは 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた者が、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第十一条の八 〔略〕

2 〔略〕

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがある職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものは、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 〔略〕

第十四条 〔略〕

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必

(広域異動手当)

第十一条の八 〔同上〕

2 〔同上〕

3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがある職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものは、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5 〔同上〕

第十四条 〔同上〕

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地方官署又は準特地方官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必

要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3
〔略〕

要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3
〔同上〕

○ 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第八条第一号関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国派遣職員に係る特例） 第四十三条の二十九　〔略〕 2　〔略〕 3　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する<u>給与特例法適用職員等</u>とみなす。 4・5　〔略〕 6　国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する<u>給与特例法適用職員等</u>とみなす。 7　〔略〕	（国派遣職員に係る特例） 第四十三条の二十九　〔同上〕 2　〔同上〕 3　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する<u>行政執行法人職員等</u>とみなす。 4・5　〔同上〕 6　国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する<u>行政執行法人職員等</u>とみなす。 7　〔同上〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（附則第八条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行
（国派遣職員に係る特例） 第七十八条　〔略〕 2　〔略〕 3　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。 4・5　〔略〕 6　国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する給与特例法適用職員等とみなす。 7　〔略〕		（国派遣職員に係る特例） 第七十八条　〔同上〕 2　〔同上〕 3　国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。 4・5　〔同上〕 6　国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。 7　〔同上〕

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）（附則第八条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条　〔略〕 2　弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する<u>給与特例法適用職員等</u>とみなす。	（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条　〔同上〕 2　弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する<u>行政執行法人職員等</u>とみなす。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（抄）（附則第八條第四号關係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第四条 施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。	附 則 （一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第四条 施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）（附則第九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第三号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十条の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に	裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第三号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十条の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に

掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一〇九 「略」

十 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（第二条第二項第三号から第六号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一〇九 「同上」

十 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（第二条第二項第三号から第五号まで、同条第三項第二号から第四号まで、同条第四項第二号及び第三号、同条第七項、第四条、第五条第四項から第六項まで、第十三条から第二十一条まで、第四十条から第四十三条まで並びに第四十六条の規定を除く。）

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）（附則第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一・二 〔略〕 2 〔略〕 附 則	（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例） 第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。 一・二 〔同上〕 2 〔同上〕 附 則

9 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で内閣総理大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定、令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

9 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額 of 減額改定で内閣総理大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる 給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定、令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる 給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）（附則第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定員の総数の最高限度） 第一条 〔略〕 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 一 三 〔略〕 四 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）第五条に規定する常勤の職員 五 〔略〕 （内閣府、各省等の定員） 第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。 第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、政令で定める。	（定員の総数の最高限度） 第一条 〔同上〕 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 一 三 〔同上〕 〔新設〕 四 〔同上〕 （内閣府、各省等の定員） 第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。 〔新設〕

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公務員に関する特例） 第六十一条　〔略〕 2　41　〔略〕 42　第三項から前項までの規定は、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第　号）の適用を受け、 国家公務員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書に規定する者に該当するものに限る。）について準用する。この場合において、これらの規定中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあり、及び「行政執行法人の長」とあるのは「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産大臣又は政令で定めるところによりその委任を受けた者」と、「行政執行法人介護休業」とあるのは「国有林野事業介護休業」と、「行政執行法人子の看護等休暇」とあるのは「国有林野事業子の看護等休暇」と、「行政執行法人介護休暇」とあるのは「国有林野事業介護休暇」と、「行政執行法人介護休業の承認の請求」とあるのは「国有林野事業介護休業の承認の請求」	（公務員に関する特例） 第六十一条　〔同上〕 2　41　〔同上〕 〔新設〕

と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）（附則第十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一・二 「略」 三 当該年の前年において国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員、<u>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</u> 第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 <u>給与特例法適用職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2・3 「略」	（年次休暇） 第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 一・二 「同上」 三 当該年の前年において 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 <u>行政執行法人職員等</u>としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2・3 「同上」

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十四条関係） 「現行部分は、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律による改正後のもの」（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義等） 第二条 「略」 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 「略」 四 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるもの 五・六 「略」 三 六 「略」 7 行政執行法人の長は、第二項第六号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。 （国有林野事業に従事する職員及び行政執行法人の職員に関する特例）	（定義等） 第二条 「同上」 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 三 「同上」 〔新設〕 四・五 「同上」 三 六 「同上」 7 行政執行法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。 （国有林野事業に従事する職員及び行政執行法人の職員に関する特例）

2 〔略〕	2 〔同上〕
------------------	-------------------

第四十一条 第四章の規定は、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び行政執行法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

第四十一条 第四章の規定は、行政執行法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）（附則第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第三条〔略〕 2～6〔略〕 7 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（令和七年法律第 号）の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「農林水産大臣等の定めるところにより」とする。 8 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する第六項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。 9 ～12 〔略〕 13 研究施設研究教育職員（第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第十項の規定は、適用しない。	附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第三条〔同上〕 2～6〔同上〕 7 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。 8 ～11 〔同上〕 12 研究施設研究教育職員（第六条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六条第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 〔略〕

2ゝ7 〔略〕

8 任命権者は、附則第三条第十項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 〔同上〕

2ゝ7 〔同上〕

8 任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9
・
10
〔略〕

9
・
10
〔同上〕

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）（抄）（附則第十七条関係）〔令和七年十月一日施行部分〕（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。 第六十一条第二十一項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第五項」に改め、同条第二十八項中「次項」の下に「及び第三十四項第三号」を加え、同条第二十九項第一号中「第三十七項」を「第四十四項」に、「第三十五項」を「第三十四項第二号及び第四十二項」に改め、同項第二号中「第三十四項」を「第三十四項第一号及び第四十一項」に改め、同条第四十二項中「国有林野事業介護休業の承認の請求」との下に「、当該行政執行法人の事業所に」とあるのは「国有林野事業に従事する」と、「行政執行法人対象措置」とあるのは「国有林野事業対象措置」とを加え、同項を同条第四十九項とし、同条第四十一項中「又は第三十七項」を「、第四十一項又は第四十四項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中「第三十八項に」を「第四十五項に」に、「第六十一条第三十八項」を「第六十一条第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第三十九項を第四十六項とし、第三十五項から第三十八項までを七項ずつ繰り下げ、同条第三十	第二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。 第六十一条第二十一項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第五項」に改め、同条第二十八項中「次項」の下に「及び第三十四項第三号」を加え、同条第二十九項第一号中「第三十七項」を「第四十四項」に、「第三十五項」を「第三十四項第二号及び第四十二項」に改め、同項第二号中「第三十四項」を「第三十四項第一号及び第四十一項」に改め 、同条第四十一項中「又は第三十七項」を「、第四十一項又は第四十四項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十項中「第三十八項に」を「第四十五項に」に、「第六十一条第三十八項」を「第六十一条第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条中第三十九項を第四十六項とし、第三十五項から第三十八項までを七項ずつ繰り下げ、同条第三十

四項中「行政執行法人介護休暇」の下に「、第三十四項第四号に規定する休暇」を加え、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項の次に次の七項を加える。

34 34
40 40
〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第二条の規定並びに附則第五条の二及び第七条の規定 公布
の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（労働基準法及び船員法の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「に規定する行政執行法人介護休業及び同法第六十一条の二第三項」に改める。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項

第四号

四項中「行政執行法人介護休暇」の下に「、第三十四項第四号に規定する休暇」を加え、同項を同条第四十一項とし、同条第三十三項の次に次の七項を加える。

34 34
40 40
〔同上〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔同上〕

二 第二条の規定及び附則第七条 の規定 公布
の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（労働基準法及び船員法の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「に規定する行政執行法人介護休業及び同法第六十一条の二第三項」に改める。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項

第四号

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項 第五條の二 次に掲げる法律の規定中「同条第四十二項」を「同条 第四十九項」に改める。	二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項 〔新設〕
一 労働基準法第十二条第三項第四号	
二 船員法第七十四条第四項	